

町有バス「運賃定額制導入」

日頃より町有バスをご利用くださり厚くお礼申し上げます。
奥尻町ではバス運賃制度を見直し『運賃定額制』を導入します。
ご利用される皆様におかれましては慣れるまでご不便をおかけ致しますがお間違えの無いようご利用下さい。



新運賃制度開始日：令和6年4月1日（月）から

新運賃制度導入後は運賃支払方法が変更になります。
乗車時に運賃箱又は乗務員へ運賃をお支払い下さい。
割引乗車券や定期券は乗車の際に乗務員へ提示して下さい。

新運賃は**1回のご利用につき200円**になります。
(割引運賃の対象者は**1回のご利用につき100円**になります)

【新運賃一覧】 ※児童・生徒が登下校や部活動等で利用する場合は無料です。

利用区間	料金区分	新 運 賃	
		通常運賃（割引運賃）	1カ月定期券（割引運賃）
全 線 ・ 全区間	未就学児以下	無 料	無 料
	小・中学生	100円（50円）	500円（250円）
	高校生	200円（100円）	1,000円（500円）
	一 般	200円（100円）	6,000円（3,000円）

※割引運賃適用者（詳細は次ページに掲載）

運賃の定額制を導入することで、運賃収入の減少が見込まれますが、わかりやすい運賃体系とすることは利用者の利便性が向上し、バス運賃支払い方法の簡素化による乗務員負担の軽減や時間短縮によるバス運行ダイヤ遅延の解消に加え、車両毎に設置している料金表示機や整理券発券機などに係る今後の設備更新費用の削減など、多くのメリットがあるものと期待しています。

紙面の都合上、新運賃制度の詳細等についてお知らせすることはできませんが、奥尻町ホームページに詳細を掲載していますので詳しい内容を知りたい方はQRコードから奥尻町ホームページを検索して下さい。

その他、ご不明な点等ございましたら整備交通課バス運行係までお問い合わせ下さい。



奥尻町ホームページ
QRコード



【お問い合わせ先】

奥尻町整備交通課バス運行係（電話：01397-2-4111）
（奥尻町バスセンター）

割引運賃でのご利用を希望される方へ

割引運賃でのご利用を希望される場合は、乗車の際に『町有バス割引運賃乗車券』を乗務員へ提示して下さい。
町有バス割引運賃乗車券が必要な方は以下の内容をご確認のうえ申請して下さい。

【割引運賃適用となるための手続き】

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
奥尻町内在住の満70歳以上の方（シルバー割）

※シルバー割対象者の方でマイナンバーカードを乗務員へ提示する場合又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で乗務員へ手帳を提示する場合は割引乗車券がない場合でも割引運賃で乗車することができます。

○割引乗車券の申請方法

町有バス割引乗車券申請書に必要事項（お名前、ご住所、生年月日など）を記載し整備交通課バス運行係へ申請（提出）して下さい。

○申請受付開始日時

令和6年2月1日（木）から受付を開始します。

○その他

申請書は、整備交通課、役場総務課、青苗支所に設置しています。
また、各バス車内でも申請できるよう申請書をご用意しておりますので必要な方は乗務員へお申し出下さい。

定期券を購入される方へ

運賃定額制は令和6年4月1日からの導入となります。
定期券購入方法や注意事項について下記のとおりお知らせします。

【町有バス定期券をご購入される場合の手続き】

○定期券の購入方法

町有バス定期券購入申請書に必要事項（お名前、ご住所、生年月日、期間など）を記載し、整備交通課バス運行係へ申請（提出）して下さい。

○定期券の購入日

定期券は使用開始日の1カ月前から購入することができ、当日のバス利用分からも購入することができますが、会計年度（4月～3月）を超える期間での購入はできません。年度末に購入される場合は3月31日までの期限となり日割り計算制はありませんのでご注意下さい。（毎年度の最初の販売日は4月1日からとなります。）

○複数月分の購入

利用者のご希望により、連続する複数月分の購入が可能となりますが、原則再発行はできませんので紛失等されないようご注意下さい。また、余剰月分を購入された場合でも精算・返金はできませんのでご理解のうえご利用願います。

○その他

申請書は、整備交通課、役場総務課、青苗支所に設置しています。
また、各バス車内でも申請できるよう申請書をご用意しておりますので必要な方は乗務員へお申し出下さい。